重粒子線がん治療施設整備運営事業

募集要項

平成 25 年 7 月 31 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

≪ 目 次 ≫

第１　募集要項の位置づけ 1
(1)　募集要項の公表日 1
第２　事業内容に関する事項 1
１　事業内容に関する事項 1
(1)　事業名称 1
(2)　実施主体 1
(3)　整備する施設 1
(4)　事業目的等 2
(5)　事業方式 3
(6)　業務概要 3
(7)　事業期間 4
(8)　民間事業者の収入 4
(9)　民間事業者の負担 4
(10)　事業期間終了時の措置 5
(11)　事業に関連する法令等の遵守 5
第３　応募にあたっての条件 5
１　応募者等の備えるべき要件 5
(1)　応募者等の構成 5
(2)　応募者等に共通の要件 6
(3)　運営事業者以外の各業務を行う事業者の資格等要件 8
(4)　応募書類の受付日以降の取扱い 10
２　審査及び選定に関する事項 10
(1)　審査に関する基本的な考え方 10
(2)　民間事業者の決定・公表 10
(3)　民間事業者を決定しない場合 10
３　提出書類の取り扱い 10
(1)　著作権 10
(2)　特許権等 10
４　契約に関する基本的な考え方 11
(1)　基本協定及び定期借地契約の締結 11
(2)　新組織の設立 11
５　応募に伴う費用負担 11
第４　民間事業者の義務の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 12
１　リスク分担の考え方 12
(1)　リスク分担の基本的な考え方 12
(2)　予測されるリスクと責任分担 12
(3)　保険 12

2　民間事業者の義務の履行に関する事項 12
(1)　借地保証金 12
(2)　定期借地権 12
(3)　定期借地権及び本施設の譲渡 13
第5　本施設の事業場所、施設内容及び運営内容など施設条件に関する事項 13
1　事業場所に関する事項 13
(1)　事業場所の概要 13
(2)　法的条件 13
(3)　道路条件 13
(4)　その他条件 14
(5)　病床 14
2　定期借地に関する事項 15
(1)　定期借地の期間 15
(2)　定期借地の借地料 15
(3)　借地料の改定 15
3　本事業の要求水準 16
(1)　本施設の施設内容 16
(2)　装置内容 17
(3)　本施設の運営内容 17
4　本事業に関する病院機構の関与 18
(1)　運営評価委員会（仮称）の設置 18
(2)　成人病センターの民間事業者に対する支援内容 18
(3)　民間事業者に対する事業実施状況のモニタリング 18
第6　契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 19
第7　事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 19
1　事業の継続が困難となった場合の措置 19
(1)　民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 19
(2)　病院機構の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 20
(3)　いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合 20
第8　「関西イノベーション国際戦略総合特区」の区域指定 20
第9　応募者等の募集及び決定に関する事項 20
1　応募者等の募集及び民間事業者の決定方法 20
(1)　交付資料 20
(2)　交付方法 21
2　民間事業者決定の手順及びスケジュール（予定） 21
3　募集要項等に対する質問等の受付 21
4　募集要項等に対する質問への回答・公表 22
5　募集要項等の変更 22

6　応募予定者の整理番号 22
(1)　整理番号の請求方法 22
(2)　整理番号の交付方法 22
7　応募書類の提出 22
(1)　提出日 22
(2)　提出場所 23
(3)　応募書類の作成方法 23
(4)　応募に関する留意事項 23
(5)　応募書類の取扱い 23
8　応募資格確認結果の通知 23
(1)　応募資格確認結果の通知 23
9　応募資格がないと認められた者に対する理由の説明 23
(1)　請求方法 23
(2)　回答方法 24
10　応募者によるプレゼンテーションの実施 24
第10　その他本事業の実施に関し必要な事項 24
1　情報提供 24
2　使用する言語、単位、通貨及び時刻 24
3　暴力団等を排除する措置 24
4　担当部署 24
〔別紙１〕遵守すべき関係法令等 25
〔別紙２〕大阪府立病院機構入札参加停止要綱 27
別添資料１　付近見取り図
別添資料２　計画敷地図
別添資料３　インフラ供給施設整備状況図
別添資料４　文化財調査範囲図
別添資料５　成人病センター配置図
別添資料６　成人病センターからの視界に配慮すべき場所を示した図面（３階）
別添資料７　成人病センターからの視界に配慮すべき場所を示した図面（４階）
別添資料８　成人病センターからの視界に配慮すべき場所を示した図面（７階）
別添資料９　成人病センター東立面図
別添資料10　成人病センター東西断面図

◆参考：本募集要項等における用語の定義等

用語	定義等
応募者	本事業への参加を希望する民間事業者。なお、応募者は、他の応募者等になることはできない。
協力事業者	本事業の実施にあたり、応募者に対して協力する者。なお、協力事業者は、他

	の応募者の協力事業者になることができる。
応募者等	応募者及び協力事業者
参加事業者	単独の事業者で応募者となる応募主体
参加グループ	複数の事業者で応募者となる者の応募主体
代表事業者	参加グループを統括する事業者
構成事業者	参加グループを構成する事業者のうち、代表事業者以外の事業者

第１　募集要項の位置づけ

重粒子線がん治療施設整備運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）が重粒子線がん治療施設整備運営事業（以下「本事業」という。）を行う民間事業者（以下「民間事業者」という。）を決定するに当たり、応募者等の備えるべき要件及び募集手続などについて説明するものである。

病院機構は、透明性及び公平性を確保しつつ、公募型プロポーザル方式により応募者を広く募集する。なお、応募者は、本事業の実施にあたり、協力事業者の協力を得ることができるものとする。

民間事業者の決定にあたっては、本事業の実施に係る提案内容を評価することとし、その旨を病院機構ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載し公告する。

なお、募集要項及び以下に示す資料は、本事業を実施する上で一体のものであるため、これらを「募集要項等」と定義する。

また、病院機構が本事業の募集に関し配布する一切の資料（募集要項等に対する質問への回答を含む）は、募集要項等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

（資料）

資料１　「民間事業者決定基準」

資料２　「様式集及び記載要領」

資料３　「基本協定書（案）」

資料４　「定期借地権設定契約書（案）」

(1)　募集要項の公表日

平成 25 年 7 月 31 日（水）

第２　事業内容に関する事項

１　事業内容に関する事項

(1)　事業名称

重粒子線がん治療施設整備運営事業

(2)　実施主体

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長　遠山　正彌

(3)　整備する施設

重粒子線（炭素線）がん治療施設

(4) 事業目的等

大手前地区において、大阪府立成人病センター（以下「成人病センター」という。）をはじめとする医療機関と連携し、長期間にわたり、安全で質の高い最先端のがん治療を府民に提供する。

① 粒子線がん治療の導入

粒子線がん治療には、がん病巣のみにピンポイントで照射できるという優れた特徴がある。従来の放射線治療で用いるＸ線に比べて副作用を最小限に抑えることができ、これまで外科手術や従来の放射線治療では、十分な効果が得られなかったがんに対しても、良好な治療成績を示すものであり、国における先進医療にも位置づけられている。

また、府内における粒子線がん治療の適応患者数は、毎年約 2,400 人と推計されており、治療効果などを勘案し、粒子線がん治療を導入する。

② 重粒子線（炭素線）がん治療施設の整備

重粒子線は、陽子線に比べて照射回数が少ないため、治療に伴う患者の身体的負担が小さく、より多くの患者の治療が可能である。また、Ｘ線治療（IMRT：強度変調放射線治療等）の進歩により、陽子線のＸ線に対する優位性が薄れてきているといった意見もあるなか、成人病センターにおいては、IMRT 等により優れた治療実績を挙げており、隣接地に粒子線がん治療施設を整備するにあたっては、重粒子線に優位性がある。

整備費用や整備期間については、陽子線に優位性が認められるものの、治療効果が高く、より多くの患者の治療を行うことが可能であり、他施設との競合の可能性の低い重粒子線がん治療施設を整備する。

③ 大手前地区への整備・成人病センターとの連携

大手前地区において建替えが進められている成人病センターの隣接地に、粒子線がん治療施設が整備され、治療、研究などの面で成人病センターと連携を図ることにより相乗効果が期待でき、府民にさらなる高度ながん治療を提供するうえで大きなメリットとなる。

また、府の政策医療として、その中心的役割を担う成人病センターの臓器別のがん専門医によるサポートを受けることができるため、効果的な治療法の検討を進めることが可能となる。

したがって、大手前地区に粒子線がん治療施設を整備することにより、がん患者は多様な治療法の中から患者の症状に最適な治療方法を選択したり、通院による治療を受けたりすることができるなど、府民に対して安全で質の高い医療を提供することが期待できる。

④ 民設民営

府民に安全で質の高い医療の提供を実現するためには、成人病センターに加え、府内のがん診療拠点病院等との積極的な連携による治療が必要である。そのため、他の医療機関でも利用しやすい共同施設的な性格を持たせることが有効と考えられる。

こうしたことなどから、民間のノウハウを活用しながら、より柔軟な運営が可能となるよう、民設民営により施設を整備、運営する。

⑤　府民への最先端のがん医療の提供

重粒子線がん治療施設は、府民に対して、身近な場所で安心して最先端のがん医療を提供することを目的に整備を進めるものである。そのため、重粒子線がん治療施設については、未だ粒子線による治療法が確立しているとは言い難い難治がんについても治療法の検討を進めていくことが求められる。

また、放射線治療の分野は技術革新がめざましく、重粒子線がん治療においては、スキャニング照射法の実用化や回転ガントリーの開発などが進められていることから、本重粒子線がん治療施設の設備については、こうした技術革新へ対応することが望ましい。

(5) 事業方式

本事業は、民間事業者が、重粒子線（炭素線）を利用した粒子線がん治療施設（以下「本施設」という。）を整備・運営する方式とする。

病院機構は、事業場所に借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に定める定期借地権（事業用定期借地権）を設定し、民間事業者に貸し付ける。定期借地契約の期間は、本施設の運営期間に建設工事期間と解体撤去期間を加えたものとする。

民間事業者は、重粒子線がん治療施設を病院機構の提示する要求水準及び民間事業者の提案に基づいて自らの費用負担により設計・建設する。

民間事業者は、本施設完成後、本施設を所有し、運営期間を通じ、自らの費用負担により運営を行う。

民間事業者は、運営期間終了後、自らの費用負担により本施設を解体撤去する。

(6) 業務概要

民間事業者が行う業務は以下のとおりとする。

なお、現在想定している病院機構と民間事業者の業務分担は以下のとおりである。

業務分類	業務内容	病院機構	民間事業者
設計業務	本施設の設計業務		
	事前調査（現況測量など）		○
	近隣住民等への説明		○
	基本設計、実施設計		○
	本施設整備に伴う各種申請		○
建設業務	本施設の建設業務		
	近隣調査・準備検査など		○
	建設工事		○

	完了検査・完了確認		○
	登記		○
工事監理業務	本施設の工事監理業務		○
装置設置業務	重粒子線がん治療装置の設置業務		○
運営業務	本施設の運営業務		
	運営（治療）計画の策定		○
	重粒子線がん治療等		○
	運営（治療）するための人材の確保		○
本施設の維持管理業務	本施設の維持管理業務		○
装置の保守点検業務	重粒子線がん治療装置の保守点検業務		○
本施設の所有	本施設の所有		○
解体撤去業務	運営期間終了後の解体撤去業務		○
用地の所有	本施設に係る用地の所有	○	
用地の貸付	本施設に係る用地の貸付業務	○	
各業務の確認	民間事業者の業務内容の確認	○	

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、基本協定の締結日から、本施設の設計・建設期間、本施設の運営期間に、本施設の解体撤去を加えた期間とする。

定期借地期間は、本施設の建設期間、本施設の運営期間に、本施設の解体撤去を加えた期間とする。

本施設の設計・建設期間、運営期間、解体撤去期間については、民間事業者の提案とする。

なお、提案にあたっては、建物の建設工事の完了を平成 28 年度中とし、本施設の運営開始日（本施設の開設日とする。）を平成 29 年度中、建設期間は 24 ヶ月以内、運営期間については概ね 30 年間、解体撤去期間は 12 ヶ月以内とすること。

(8) 民間事業者の収入

本施設の運営（がん治療等）を行うことにより得られる治療費収入等については、民間事業者の収入とする。なお、治療費等の価格については、運営状況を考慮して設定できるが、類似施設とのバランスを考慮して適切に設定すること。

(9) 民間事業者の負担

民間事業者は、本施設の設計、建設、運営、維持管理、所有、解体撤去に係るすべての費用を負担する。

また、民間事業者は、事業場所への定期借地権の設定に際し、病院機構へ借地保証金として、

本施設の解体撤去費相当額及び提案借地料の12ヶ月分相当額を預託し、定期借地期間中、借地料を病院機構に支払う。

(10) 事業期間終了時の措置

事業期間終了時までに、民間事業者が本施設を解体・撤去し事業用地を更地にして返還することを原則とする。また、更地とは、土壌汚染の除去等の措置を行い、地下の基礎構造までを除却した状態をいう。

(11) 事業に関連する法令等の遵守

民間事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等を遵守しなければならない。なお、遵守すべき関係法令等は〔別紙 1〕に示す。

第３　応募にあたっての条件

１　応募者等の備えるべき要件

応募者及び協力事業者（以下「応募者等」という。）の備えるべき要件等（以下「応募資格」という。）は次のとおりとする。

(1)　応募者等の構成

①　応募者は、参加事業者又は参加グループとする。

参加グループは、代表事業者及び構成事業者から成り、代表事業者が応募手続きを行うものとする。

②　参加事業者は運営業務を行う事業者（以下「運営事業者」という。）とし、参加グループにあっては運営事業者を代表事業者とする。

③　運営事業者は、平成 20 年 4 月 1 日から応募書類の受付日までの期間にわたり医療施設の経営実績を有する医療法人、学校法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人又は医療法上の公的医療機関　（以下「医療法人等」という。）のいずれかであること。また、以上の要件を満たす医療法人等が、本施設の運営業務を行うことを目的として、新たに医療法人等を設立することは可能である。なお、本事業を遂行するための新たな医療法人等を設立する場合は、医療法人等の管理者を参加事業者若しくは代表事業者の管理者と同一の者にするなど医療法人等の継続性を確保することとし、定期借地契約締結日（平成 27 年 4 月以降で別途定める。）までに、本施設の運営業務を行う新たな医療法人等を設立すること。

④　応募者は、構成事業者及び協力事業者が実施する業務を応募書類提出時に明らかにするものとする。

⑤　応募者及び応募者と相互に資本面又は人事面において関連のある者は、他の応募者等にな

ることはできないものとする。ただし、協力事業者は他の応募者の協力事業者になることができるものとする。

なお、「資本面において関連のある者」とは、ある事業者が、直接又は間接に他の事業者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合における、当該事業者と他の事業者をいい、「人事面において関連のある者」とは、ある事業者の代表権を有する役員が他の事業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における、当該事業者と他の事業者をいう（以下（2）⑭及び⑮において同じ。）。

⑥　応募者等のうちの一者が、本事業における各業務を複数兼ねて実施することを妨げないものとする。また、業務範囲を明確にした上で、応募者等の間で一の業務を分担することを妨げないものとする。

⑦　応募書類の受付日以降、基本協定締結の日まで、原則として、応募者等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更を認めない。

ただし、構成事業者若しくは協力事業者の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更については、当該変更等が、やむを得ないものであり、かつ応募書類の受付時点での応募資格を満たしていたことが確認できる場合は認めるものとする。

(2) 応募者等に共通の要件

応募者等は、応募書類の受付日において次の要件を満たしていることを要する。

①　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な親権者の同意を得ていない者

②　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 255 条第 1 項の規定により復権した場合にあっては、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

③　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

④　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合には、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑤　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

⑥　大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を滞納していないこと。

⑦　大阪府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を滞納していないこと。

⑧　最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑨　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

⑩　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。

⑪　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上の行政処分等の措置又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）上の行政処分等の措置を受けている者でないこと。

⑫　大阪府立病院機構入札参加停止要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）、〔別紙２〕に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑬　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑭　以下に掲げる本事業のアドバイザリー業務に関与している者又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

みずほ総合研究所株式会社

西村あさひ法律事務所

⑮　4(1)に定める「重粒子線がん治療施設整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員が属する組織又はその組織と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

⑯　刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反による勧告若しくは告発等の措置を受けている者でないこと。

⑰　病院機構から損害賠償請求を受けていない者（応募書類の受付日以前に請求を受け、応募書類の受付日において、損害賠償金を納付していない者を含む。）であること。

(3) 運営事業者以外の各業務を行う事業者の資格等要件

応募者等のうち各業務を行う事業者は、応募書類の受付日において次の要件を満たしていることを要する。

① 設計業務を行う事業者

本施設の設計業務を行う事業者（以下「設計事業者」という。）は次のア及びイの要件を満たしていること。

なお、複数の設計事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一者が満たしていること。

ア　建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ　粒子線がん治療施設（重粒子線、陽子線は問わない）若しくは医療用・工業用・研究用を

問わず放射線（１MeV 以上）関連施設の設計実績を有していること。

② 工事監理業務を行う事業者

本施設の工事監理業務を行う事業者（以下「工事監理事業者」という。）は次のア及びイの要件を満たしていること。

なお、複数の工事監理事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一者が満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 粒子線がん治療施設（重粒子線、陽子線は問わない）若しくは医療用・工業用・研究用を問わず放射線（１MeV 以上）関連施設の工事監理実績を有していること。

③ 建設業務を行う事業者

本施設の建設業務を行う事業者（以下「建設事業者」という。）は次のア及びイの要件を満たしていること。

なお、複数の建設事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一者が満たしていること。

ア 建築一式工事に係る「大阪府建設工事一般競争（特定調達）応募資格」の認定を受けていること。

イ 粒子線がん治療施設（重粒子線、陽子線は問わない）若しくは医療用・工業用・研究用を問わず放射線（１MeV 以上）関連施設の建設実績を有していること。

④ 装置の設置業務を行う事業者

重粒子線がん治療装置の設置業務を行う事業者（以下「装置設置事業者」という。）は次のアの要件を満たしていること。

なお、複数の装置設置事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一者が満たしていること。

ア 粒子線がん治療装置（重粒子線、陽子線は問わない）の主要な部分の製造実績を有していること。

⑤ 装置の保守点検業務を行う事業者

重粒子線がん治療装置の保守点検業務を行う事業者（以下「装置保守事業者」という。）は次のアの要件を満たしていること。

なお、複数の装置保守事業者で業務を分担する場合は、少なくともそのうちの一者が満たしていること。

ア 粒子線がん治療装置（重粒子線、陽子線は問わない）の保守点検実績を有していること。

(4) 応募書類の受付日以降の取扱い

応募資格を有すると認められた応募者等が、応募書類の受付日以降に応募資格要件を満たさなくなった場合、応募者は、病院機構に対し速やかにその旨を報告するものとし、以後の措置は以下によるものとする。

① 応募書類の受付日から基本協定締結の日までに応募者等が応募資格を満たさなくなった場合は失格とする。ただし、当該応募者等が代表事業者以外の構成事業者若しくは協力事業者で、かつ、構成事業者若しくは協力事業者の変更若しくは追加又は実施する業務の変更（以下、本①において「変更等」という。）により、変更等の後の応募者等が、応募書類の受付時点において応募者等としての資格を満たしていたことが確認できるときは、変更等を認め、応募者等を失格としないものとする。

2 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

提案の審査にあたっては、学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、民間事業者決定基準（以下「決定基準」という。）を策定し、選定委員会において決定基準に基づいて提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。病院機構は、この選定結果に基づき民間事業者を決定する。

なお、選定委員会の委員名は民間事業者の決定後に公表する予定である。

また、審査の公正を損なう行為を行った応募者等は失格とする。

(2) 民間事業者の決定・公表

病院機構は、選定委員会の審査結果を踏まえ民間事業者を決定し、ホームページ等で公表する。

(3) 民間事業者を決定しない場合

応募者等の募集、審査・民間事業者の決定において、応募者等がいない、又はいずれの応募者等の提案内容とも適当でないと判断した場合には、民間事業者を決定しないこととする。

3 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者等に帰属する。ただし、病院機構は、審査結果等の公表、本事業に関する報告等のために、応募者等から提出された提案書などの書類を無償で使用することができるものとする。

なお、応募者等から提出された提案書などの書類は、応募者等に返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、法令その他の規定に基づいて

保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者等が負うものとする。

4　契約に関する基本的な考え方

(1)　基本協定及び定期借地契約の締結

病院機構は、民間事業者との間で、定期借地契約の締結に向けた基本的な事項に係る協定（以下「基本協定」という。）を締結した後、定期借地契約を締結する。

(2)　新組織の設立

応募者等の提案により、病院機構と基本協定を締結した民間事業者が、本事業を遂行することを目的とした以下の新たな組織を設立することを可能とする。なお、本事業を遂行するために以下の新たな組織を設立する場合は、定期借地契約締結日までに、本事業を遂行する新たな組織を設立するものとする。

①　医療法人等

新たな医療法人等を設立する場合は、管理者を参加事業者又は代表事業者の管理者と同一の者にするなど医療法人等の継続性を確保すること。

②　特別目的会社

特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合は、会社法に定める株式会社とする。

当該 SPC は、本事業を遂行することのみを目的とするものとし、民間事業者は当該 SPC に出資するものとする。民間事業者は、本事業が終了するまで当該 SPC の株式を保有するものとし、担保権等の設定、譲渡その他一切の処分を行ってはならない。ただし、病院機構が書面により事前に承諾した場合は、この限りではない。

当該 SPC の本店は、大阪府内に置くものとする。

③　特定目的会社

特定目的会社（以下「TMK」という。）を設立する場合は、資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社とする。

当該TMKは、本事業を遂行することのみを目的とするものとし、民間事業者は当該TMKに出資するものとする。民間事業者は、本事業が終了するまで当該 TMK の株式を保有するものとし、担保権等の設定、譲渡その他一切の処分を行ってはならない。ただし、病院機構が書面により事前に承諾した場合は、この限りではない。

当該 TMK の本店は、大阪府内に置くものとする。

5　応募に伴う費用負担

応募者等に生ずる本応募への参加にかかる費用は、すべて応募者等の負担とする。

第４　民間事業者の義務の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　リスク分担の考え方

(1)　リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスクは、「最も適切かつ低廉にリスクを管理できる主体がリスクを分担する」との考えに基づいて、病院機構と民間事業者の間で分担する。

(2)　予測されるリスクと責任分担

病院機構と民間事業者とのリスクの分担は、基本協定書案、定期借地権設定契約書案に示すとおりとする。

(3)　保険

病院機構は、民間事業者が本事業の遂行にあたり必要な保険を付保することを求める。

①　建設期間中

建設工事保険、第三者賠償責任保険

②　運営期間中

火災保険、施設賠償責任保険

２　民間事業者の義務の履行に関する事項

(1)　借地保証金

民間事業者は、病院機構に対し、定期借地契約締結と同時に、定期借地契約上の民間事業者の債務を担保するため、借地保証金として、病院機構の指定する期日までに病院機構の発行する納入通知書により、土地返還時の原状回復不履行時に原状回復費用に充当すること及び貸付料の滞納時に貸付料に充当することを目的として、解体撤去費用相当額の 340,000,000 円と提案借地料の 12 ヶ月分の合計額を預託する。なお、病院機構は預託期間中に借地保証金に利息は付さない。また、提案借地料の 12 ヶ月分については、将来、借地料が増額された場合は増額することとする。

病院機構は、借地保証金については、民間事業者が事業場所を病院機構に返還した日から 2 ヶ月以内に、民間事業者から預託されている借地保証金から、民間事業者の病院機構に対する未払い債務などを差し引いた金額を返還する。

(2)　定期借地権

民間事業者は、自己の有する定期借地権を転貸できないものとする。また、民間事業者は、原則として、自らの責任と費用負担によって定期借地契約の終了日までに本施設を除却し、事業場所を更地の状態で病院機構に返還しなければならない。なお、定期借地契約の終了日は運営期間の最終日から、12 ヶ月以内の解体撤去期間を経過した日とする。

(3) 定期借地権及び本施設の譲渡

民間事業者は、自己の有する定期借地権及び本施設を譲渡できないものとする。ただし、事前に病院機構と民間事業者の間で十分な調整をした結果、病院機構がやむを得ないと判断した場合に限り、本事業の目的及び民間事業者の提案内容から逸脱しないことを条件として、第三者に定期借地権及び本施設の譲渡を承認することがある。

第５　本施設の事業場所、施設内容及び運営内容など施設条件に関する事項

１　事業場所に関する事項

本施設の事業場所に関する基本的な条件は次のとおりである。なお、付近見取り図、計画敷地図、インフラ供給施設整備状況、文化財調査範囲は別添資料 1～4 を参照のこと。

(1) 事業場所の概要

所在地	大阪市中央区大手前 3 丁目
事業場所面積	約 5,400 ㎡

(2) 法的条件

区域	市街化区域
用途地域など	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	道路境界から 40mまでの部分　　800% 道路境界から 40mを超える部分　600%
防火・準防火地域	防火地域
日影規制	なし
主な地区の指定、条例等	都心部地区　駐車場整備地区
埋蔵文化財	・事業場所内に埋蔵文化財未調査区域（別添資料４参照）を有しており、調査予定範囲については、平成 26 年度中に病院機構が文化財調査を実施する予定です。 ※埋め戻し等の工事については、平成 27 年 5 月頃完了予定。 ※埋蔵文化財未調査区域については、掘削工事等ができません。 ・提案施設の構造上、埋蔵文化財未調査区域での工事が必要な場合、平成 27 年度に病院機構が文化財調査を実施（背割下水埋設部分を除く）することがあります。ただし、提案施設が平成 28 年度中に完成できる場合に限ります。

(3) 道路条件

前面道路	赤川天王寺線（事業場所東側）

(4) その他条件

<table>
<tr><td>供給インフラ</td><td colspan="2">・事業場所周辺のインフラ供給施設の整備状況は、以下のとおり。また、資料 3 インフラ供給施設整備状況図を参照のこと。ただし、民間事業者は、施設整備にあたって、自ら供給事業者と協議、確認を行うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">供給インフラ</td><td>電力</td><td>前面道路（赤川天王寺線）に送電線路（特別高圧）がある。
なお、施設の契約電力を 5,000kw と想定した場合の受電に関して電力会社に照会した結果、以下の諸条件が想定される旨、回答を得ている。
・供給電圧〔交流 3 相 3 線式　20ｋV〕
・引込工事期間として申込みから概ね 14 ヶ月
・工事負担金は、常予備 2 回線で約 170 万円、3 回線スポットネットワークの場合は負担金無し
・引込位置は計画敷地の前面道路側の南端
・引込ケーブルの構内長は 50m で検討</td></tr>
<tr><td>電話</td><td>前面道路（赤川天王寺線）に電話配管が敷設されており、既存ハンドホールからの引込が可能。</td></tr>
<tr><td>ガス</td><td>前面道路（赤川天王寺線）に中圧及び低圧導管が埋設されている。</td></tr>
<tr><td>給水</td><td>大手橋線及び赤川天王寺線交差点付近に敷設されている 150φの本管から引込管 75φでの分岐が可能。</td></tr>
<tr><td>排水</td><td>計画敷地の前面道路（赤川天王寺線）側に 800×800 の背割下水があり、排水は可能。ただし、埋設深さ、管底とも浅いため、ポンプアップが必要。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画敷地</td><td>引渡時期</td><td>平成 27 年 4 月以降を予定</td></tr>
<tr><td>使用条件</td><td>・病院機構（成人病センター）との定期借地契約の締結
・その他条件等は、第 4　2 民間事業者の義務の履行に関する事項及び第 5　2 定期借地に関する事項その他本募集要項等を参照。</td></tr>
<tr><td>引渡の状態等</td><td>①引渡時の状態
・現有姿。ただし、埋蔵文化財の未調査区域（未調査区域は、資料 4 文化財調査範囲図を参照のこと。）のうち、調査予定範囲については、平成 27 年 5 月頃まで埋め戻し等の工事継続中。
・埋蔵文化財既調査範囲については、駐車場として使用していたため、囲障、舗装、排水管、樹木等が残っている。
②土壌汚染調査
・土地履歴調査　完了
・大阪市環境部局への届出　済（土壌汚染調査の必要性　無し）</td></tr>
</table>

(5)　病床

現状は、事業場所（大阪市中央区大手前 3 丁目）のある大阪市内で、療養病床及び一般病床を有する新たな病院・有床診療所の開設は、基本的にはできないが、詳しくは、大阪市中央区

保健福祉センター保健業務担当に確認すること。

http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018122.html

2　定期借地に関する事項

病院機構は、民間事業者が本事業を行うために事業場所に定期借地権を設定する。定期借地権は賃借権とする。

(1)　定期借地の期間

病院機構と民間事業者との間で設定する定期借地契約の期間は、本施設の運営期間の概ね 30 年間に、本施設の建設期間、12 ヶ月以内の本施設の解体撤去期間を加えた期間とする。

(2)　定期借地の借地料

借地料の単価（年額／㎡）は、事業場所の東側路線価の 2%（平成 25 年度は 8,600 円/㎡）以上であることを条件に、民間事業者が提案した額とする。

なお、民間事業者の提案により、建設期間及び解体・撤去期間の借地料については最大で免除、運営期間の開始日から 3 年間の借地料については最大で 2 分の 1 減額を可能とする。

また、民間事業者は、運営期間中の借地料（年額）を毎年、病院機構が指定する日及び方法により前納することとする。

<table>
<tr><td colspan="2">基本協定締結日
↓</td><td colspan="2">設計・建設期間</td><td colspan="2">運営期間</td><td>解体・撤去期間</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td></td><td>設計</td><td>建設</td><td colspan="2">運営</td><td>解体・撤去</td></tr>
<tr><td>定期借地期間</td><td></td><td></td><td>提案</td><td colspan="2">概ね 30 年間</td><td>12 ヶ月以内で提案</td></tr>
<tr><td>借地料</td><td></td><td></td><td>提案
（最大で免除）</td><td>提案
（最大で 1/2 減額）
（3 年間）</td><td>減免なし
（概ね 27 年間）</td><td>提案
（最大で免除）</td></tr>
</table>

(3)　借地料の改定

借地料は、定期借地契約締結から 3 年を経過後、4 月 1 日付けで 3 年ごとに以下の方式により改定できるものとする。

借地料は、提案時点の最新の公表済路線価（路線価については、事業場所の東側道路の路線価。なお、平成 25 年時点の東側道路の路線価は 430 千円/㎡）と事業運営期間中の路線価の変動率を乗じることにより、経年による地価変動を反映して改定する。また、借地料が土地価格の変動または近隣の借地料に比較して著しく不相当となったときには、病院機構と民間事業者との間で協議をした上で病院機構は借地料を改定できるものとする。

借地料＝ 民間事業者が提案した借地料単価（年額/㎡）　× 借地面積（約 5,400 ㎡）

改定時の借地料＝（提案時の借地料）×（1＋（路線価の変動率））（１円未満の端数は切り上

げる。）

路線価の変動率＝（改定時の最新路線価－提案時の最新路線価）／提案時の最新路線価（小数点以下第４位を四捨五入）

3　本事業の要求水準

本事業の要求水準は次のとおりとする。

(1)　本施設の施設内容

①　施設内容

重粒子線（炭素線）がん治療施設

年間 800 人以上の重粒子線がん治療への対応が可能な施設とすること。なお、治療室は 3 室以上とすること。

その他の施設内容は、原則として民間事業者の提案とする。ただし、本事業の目的に沿っていない施設については認めない。

②　整備にあたっての条件

本施設の整備にあたっては、以下の整備条件等を踏まえること。

ア　敷地については現況渡しのため、既存の舗装、排水管、囲障、樹木などの撤去は民間事業者が実施すること。

イ　敷地については敷地境界から一定の壁面後退を設けることとする。（詳細は別添資料 2 参照）

③　配慮が必要な内容

本施設の整備にあたっては、以下の点に配慮すること。

大手前の立地	○　大阪府が平成 23 年 2 月に策定した「府立成人病センターの移転を前提とした大手前・森之宮地区の土地利用基本計画（素案）」との整合を図ること。 http://www.pref.osaka.jp/yodo/ohtemae_morinomiya_m/index.html ・まちづくりコンセプト「先進医療とにぎわいが複合するまちづくり」に沿った施設整備を行うこと。 ・大阪府が整備する街区中通りの設置に協力すること。 ○　周辺環境、景観に配慮すること。（成人病センターからの景観、府庁本館・成人病センター等の周辺建物との調和、低層化など） ○　敷地内の緑化に努めること。（屋上緑化など） ○　工事期間中の周辺環境に配慮（騒音・振動対策など）すること。
成人病センターの患者の療養環境等の確保	○　成人病センターとの連携を考慮し、センターの患者等の利便性に配慮すること。 ○　成人病センターの病室等からの視界に配慮すること。

その他	○　ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 装置内容

① 装置内容

重粒子線（炭素線）がん治療装置

以下の必要設備は設置することとし、提案設備は設置を検討すること。なお、照射機器のポート数は 4 ポート以上とすること。

その他の装置内容は、原則として民間事業者の提案とする。

必要設備	○　重粒子線がん治療に必要とされる設備。 ・イオン源および入射器 ・主加速器 ・ビーム輸送系 ・照射機器 ・制御機器 ・シミュレーション機器および診断機器 ・治療計画システム ・医療情報システム ・線量測定および品質管理機器 ・装置付属物品
提案設備	○　重粒子線がん治療や診断のために設置が考えられる設備。なお、以下は例示である。 ・スキャニング照射設備 ・MRI ・CT ・PET ・超音波診断装置

(3) 本施設の運営内容

① 運営内容

年間 800 人以上の重粒子線がん治療を目標として掲げることを条件に、運営内容は、原則として民間事業者の提案とする。

② 配慮が必要な内容

本施設の運営にあたっては、以下の点に配慮すること。

病院機構、成人病センター等との連携	○　大阪府の医療政策との整合を図ること。 ○　治療にあたって成人病センターとの連携を図ること。 ○　治療にあたって他の医療施設との連携を図ること。 ○　成人病センター及び他の医療施設との具体的な連携については、事業者として決定した後、協議すること。

適切な料金設定と安全性の確保	○　既存施設の粒子線治療費とのバランスを考慮し適切な料金設定とすること。 ○　患者・従事者の安全を確保すること。 ○　敷地境界において放射線量の測定・監視を常時実施すること。
その他	○　民間事業者は、未だ治療法が十分に確立していない難治がんについて、臨床研究を進め、治療プロトコールの検討・作成を行うこと。 ○　成人病センターにおけるキャンサーボードへ必要に応じ参加すること。 ○　成人病センター等の医療関係者に研修の機会を設けること。

4　本事業に関する病院機構の関与

本施設の運営に関する病院機構の関与は次のとおりとする。

(1)　運営評価委員会（仮称）の設置

本施設は大阪府の医療政策と整合を図りながら運営していく必要がある。そのため、病院機構としては、運営状況を確認し、必要に応じて助言や協議を行う「運営評価委員会（仮称）」の設置を予定しており、民間事業者は本委員会に参画すること。

(2)　成人病センターの民間事業者に対する支援内容

①　プロトコール（治療手順）の作成支援

民間事業者から治療プロトコール検討会議への参画・協力の要請があれば、成人病センターはこれを行う。

②　治療計画にかかる助言等

民間事業者から治療計画の作成について支援の要請があれば、成人病センターは状況に応じて、治療計画にかかる助言等を行う。

③　患者紹介

成人病センターの患者において、重粒子線がん治療を実施することが望ましいと判断される場合には、患者の意向を確認した上で、重粒子線がん治療施設に患者を紹介する。

(3)　民間事業者に対する事業実施状況のモニタリング

病院機構は、民間事業者が本事業を適正に実施していることを確認するため、業務要求水準及び提案内容の達成状況についてモニタリングを行う。

①　モニタリングの実施時期と方法等

本事業の業務に対するモニタリングは、それぞれの業務の各段階で次のとおりとする。

実施時期	方法等
設計段階	基本設計及び実施設計の完了時に、設計内容について確認を行う。
建設段階	施設の完成時に、施設・設備の内容について確認を行う。
運営段階	本施設の運営状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

② モニタリング結果に対する対応

病院機構は、モニタリングの結果、民間事業者の業務内容が業務要求水準、提案内容、基本協定又は定期借地契約を明らかに満たしていないと判断される場合は、民間事業者に改善を求めることとし、民間事業者は病院機構の改善要請に従い、業務内容を改善するものとする。

なお、基本協定締結の日以降定期借地契約締結の日までに改善要請に従わない場合は、定期借地契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある。また、定期借地契約締結後に改善要請に従わない場合は、定期借地契約の解除を行うことがある。いずれの場合も、病院機構は一切の責めを負わないものとする。

第６　契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、病院機構及び民間事業者は、基本協定書及び定期借地権設定契約書に定める方法等により誠意をもって協議するものとする。

本事業の契約に関する紛争に係る専属管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

第７　事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

１　事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合は、定期借地権設定契約書に定めるところに従い、必要な修復その他の適切な措置を講じる。なお、この場合における基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

① 事業期間において、定期借地権設定契約書に定める一定の事由が発生した場合は、病院機構は民間事業者に対し改善計画の提出を要求することができる。さらに、民間事業者の責めに帰すべき事由により定期借地契約に違反し、その違反により定期借地契約の目的を達することができないと認められる場合等、定期借地権設定契約書に定める一定の事由が発生した場合は、病院機構は定期借地契約を解除することができる。

② ①の規定により、病院機構が定期借地契約を解除した場合、病院機構は定期借地権設定契約書の定めに従い、民間事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 病院機構の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

① 病院機構の責めに帰すべき事由による債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、民間事業者は定期借地契約を解除することができるものとする。

② ①の規定により、民間事業者が定期借地契約を解除した場合、病院機構は定期借地権設定契約書の定めに従い、民間事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

法令変更又は不可抗力その他、病院機構又は民間事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、病院機構が本事業の継続が困難又は不要と判断した場合、病院機構は民間事業者と協議の上、定期借地契約を解除することができる。

第８ 「関西イノベーション国際戦略総合特区」の区域指定

事業場所については、平成 25 年 2 月 15 日「関西イノベーション国際戦略総合特区」の区域指定を受けている。なお、国等による総合特区制度の各種支援措置の適用を受ける場合は、一定の手続が必要となる。（特区の計画期間は平成 28 年 3 月 31 日まで・手続は支援措置ごとに異る。）

第９ 応募者等の募集及び決定に関する事項

１ 応募者等の募集及び民間事業者の決定方法

病院機構は、透明性及び公平性を確保しつつ、公募型プロポーザル方式により応募者を広く募集するため、以下により募集要項等を交付する。

(1) 交付資料

交付資料	備考
募集要項	本要項
付近見取り図	・別添資料１
計画敷地図	・別添資料２
インフラ供給施設整備状況図	・別添資料３
文化財調査範囲図	・別添資料４
成人病センター配置図	・別添資料５
成人病センターからの視界に配慮すべき場所を示した図面（３階）	・別添資料６
成人病センターからの視界に配慮すべき場所を示した図面（４階）	・別添資料７
成人病センターからの視界に配慮すべき場所を示した図面（７階）	・別添資料８
成人病センター東立面図	・別添資料９
成人病センター東西断面図	・別添資料 10
民間事業者決定基準	資料１

交付資料	備考
様式集及び記載要領	資料２
基本協定書案	資料３
定期借地権設定契約書案	資料４

(2)　交付方法

募集要項等の交付資料の電子データは、公表の日から平成 25 年 11 月 8 日（金）までホームページにて交付する。

2　民間事業者決定の手順及びスケジュール（予定）

民間事業者決定にあたっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

スケジュール（予定）	内容
平成 25 年　7 月 31 日	募集要項等（募集要項、民間事業者決定基準、様式集、基本協定（案）、定期借地権設定契約書（案））の公表
9 月 2 日	募集要項等に対する質問等の受付期限
9 月下旬	募集要項等に対する質問等への回答の公表
10 月 18 日	応募予定者からの整理番号の交付請求期限
10 月 25 日	応募予定者への整理番号の交付
11 月 8 日	応募書類の提出期限
11 月	プレゼンテーションの実施
12 月	民間事業者の決定及び公表
平成 26 年　1 月	民間事業者との基本協定の締結
平成 27 年　4 月以降	定期借地契約の締結

3　募集要項等に対する質問等の受付

募集要項等に対する質問及び意見を次のとおり受け付ける。また、病院機構は、提出された質問及び意見について必要に応じその提出者にヒアリングを行うことがある。

①　提出方法

電子メールにより提出すること。

②　受付期間

平成 25 年 7 月 31 日（水)より平成 25 年 9 月 2 日（月）の午後 5 時まで

③　募集要項等に対する質問等の作成方法

募集要項等に対する質問及び意見は、この募集要項に添付する様式１「募集要項等に対する質問書」及び様式２「募集要項等に対する意見書」を利用して作成すること。

なお、作成は、Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 で対応可能なバージョン）による。

④　提出先

この募集要項に添付する様式１～２（エクセルファイル）に示す電子メールアドレスまで送信すること。

4　募集要項等に対する質問への回答・公表

質問への回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると病院機構が認めるもの及び本事業に直接関連がない等の理由により回答を要しないと病院機構が認めるものを除き、平成25年9月下旬に、ホームページへの掲載により公表を予定している。

なお、訪問、電話などにより回答を求められても個別・直接に回答は行わない。

5　募集要項等の変更

病院機構は、提出のあった質問等を踏まえ、募集要項等の内容について見直し、変更を行うことがある。募集要項等を変更した場合は、ホームページへの掲載によりに速やかに公表する。

6　応募予定者の整理番号

審査の過程において応募者等が特定されることのないよう、応募書類の所定欄に応募者等整理番号（以下「整理番号」という。）を記入してもらうため、応募を予定する者に対し、以下により整理番号を交付する。

(1)　整理番号の請求方法

応募を予定する者は、平成25年10月15日（火）から平成25年10月18日（金）午後5時までに、この募集要項に添付する様式 3「応募予定者整理番号請求書」（Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002で対応可能なバージョン）で作成すること）に必要事項を記載のうえ、様式3に示す電子メールアドレスまで送信すること。

(2)　整理番号の交付方法

整理番号については、平成25年10月25日（金）に連絡責任者あて電子メールにより通知する。

7　応募書類の提出

応募書類は、持参又は郵送により提出することとし、電信等による提出は認めない。

(1)　提出日

提出日は平成25年11月8日（金）とし、午前9時から午後5時（午後0時から午後1時を除く）に持参すること。なお、郵送による場合は午後 5 時までの到達とする。また、配達日を平成25年11月8日（金）に指定するとともに、書留郵便等により配達記録が残る方法による

こと。

(2)　提出場所

第 10 の 4 に示す担当部署に持参又は郵送すること。

(3)　応募書類の作成方法

①　応募書類は、資料 2「様式集及び記載要領」に従い作成し提出すること。

②　応募書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

③　応募書類は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4)　応募に関する留意事項

①　応募者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び刑法（明治 40 年法 45 号）に抵触する行為を行ってはならない。

②　応募者等は、競争を制限する目的で他の応募者等と提案内容又は応募意思についていかなる相談も行ってはならない。

(5)　応募書類の取扱い

①　提出された応募書類は返却しない。

②　応募書類の変更等の禁止

応募書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

8　応募資格確認結果の通知

応募資格の確認結果は、応募した全ての応募者に対して個別に書面で通知するので、以下により受領すること。

(1)　応募資格確認結果の通知

平成 25 年 11 月 15 日（金）に連絡責任者あて電子メールにより通知する。

9　応募資格がないと認められた者に対する理由の説明

応募資格がないと認められた者は、以下によりその理由の説明を病院機構に求めることができるものとする。

(1)　請求方法

請求期限：平成 25 年 11 月 20 日（水）午後 5 時まで（必着）

請求方法：書面（任意書式）による。

請求場所：第 10 の 4 に示す担当部署

(2)　回答方法

平成 25 年 11 月 22 日（金）までに書面により回答する。

10　応募者によるプレゼンテーションの実施

平成25年11月に応募者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日時、条件等は応募者に対して直接通知する。

第 10　その他本事業の実施に関し必要な事項

1　情報提供

本事業に関する情報の提供はホームページへの掲載等により適宜行う。

2　使用する言語、単位、通貨及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

3　暴力団等を排除する措置

民間事業者は、事業の実施に当たって暴力団関係者から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び病院機構への報告（以下「届出等」という。）を行わなければならない。また、本事業にかかる業務を実施する者のすべての下請業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出等を当該下請業者に指導しなければならない。届出等がなされない場合は募集を停止することがある。

4　担当部署

大阪府立病院機構本部　事務局

施設整備グループ

大阪市住吉区万代東 3 丁目 1 番 56 号　電話　06（6692）8472

〔別紙１〕遵守すべき関係法令等

・借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）
・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
・薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
・老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）
・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法：平成 12 年法律第 104 号）
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法：平成 18 年法律第 91 号）
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
・航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
・土壌汚染防止法（昭和 45 年法律第 139 号）

・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
・会社法（平成 17 年法律第 86 号）
・資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
・大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
・大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
・大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）
・大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
・大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年大阪府条例第 1 号）
・大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
・大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）
・大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）
・大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号）
・大阪市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 93 号）
・大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成 22 年大阪市条例第 4 号）
・大阪市火災予防条例(昭和 37 年条例第 14 号）
・その他、本事業に関係する法令等（施行令、条例、規則等を含む。）

〔別紙２〕大阪府立病院機構入札参加停止要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務（以下「機構発注工事等）という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第１項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）をいう。

(2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事等を除く。）及び賃貸借契約に関する業務をいう。

(3) 入札参加資格者 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（平成 18 年規程第 30 号）第３条、第４条第２項及び第３項並びに第１６条に規定する入札の参加資格を有する者をいう。

(4) 有資格業者 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者をいう。

(5) 使用人 入札参加資格者の社員のうち、有資格業者以外の全ての社員をいう。

(6) 入札参加停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

(7) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。

(8) 契約責任者　地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程(平成 18 年規程第 25 号)第４６条第 2 項に規定する契約責任者をいう。

（入札参加停止の措置）

第３条　理事長は、入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、大阪府立病院機構入札参加停止審査会(以下「審査会」という。)の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

２　機構が有資格業者又は使用人を別表各号に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発をしたときは、理事長は、捜査機関が当該告発に基づいて有資格業者又は使用人を逮捕し、書類送検し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、審査会の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ当該各号に

定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては、短期）の1/2の期間を超えないものとする。

3　理事長が入札参加停止を行った場合は、速やかに、大阪府知事に対し、情報提供を行うものとする。

（下請負人等及び経常建設共同企業体に関する入札参加停止）

第４条 理事長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又は機構が承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 理事長は、前条の規定により入札参加資格者である経常建設共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該経常建設共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、審査会の議を経て、当該経常建設共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3　理事長は、前条又は第１項の規定により入札参加停止を行った入札参加資格者を構成員に含む経常建設共同企業体について、当該入札参加資格者と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

（大阪府の入札参加停止措置等の適用）

第５条　入札参加資格者が、大阪府から入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けた場合は、当該措置を機構にも適用するものとする。この場合、理事長が審査会の議を経て行う入札参加停止措置手続を原則として省略できるものとし、その措置内容を審査会各委員に周知するものとする。

（入札参加の停止等）

第６条　契約責任者は、一般競争入札を実施しようとするときは、第３条及び第４条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

2　契約責任者は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 前項の場合においては、契約責任者は当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

（入札参加停止期間の特例）

第７条 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は

３年を超えないものとする。

２ 入札参加停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は３年（同一の事案の場合は、その当初の措置から３年）を超えないものとする。

３ 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする（同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。）。この場合において、１月未満の端数があるときは、１月に切り上げるものとする。

(1) 次号に掲げる場合を除くほか、別表各号の措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中若しくは期間の満了後１年を経過するまでの間であるとき、又は第１３条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から １ 年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった別表各号の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき １．２５倍の期間

(2) 別表第七号から第九号までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表第七号から第九号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後３年を経過するまでの間であるとき １．５倍の期間

４ 理事長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該短期の１／２（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の１／２）まで短縮することがある。

５ 理事長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第３項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該長期の２倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の２倍）まで延長することがある。ただし、その期間は３年を超えないものとする。

６ 理事長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各号及び前各項に定める期間（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の１／２又は２倍の期間）の範囲内で入札参加停止の期間を変更することがある。ただし、その期間は３年を超えないものとする。

７ 第３条第２項の規定による入札参加停止業者について、これらの規定により告発した事案を原因とする逮捕、書類送検又は起訴により新たに入札参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。

８ 入札参加停止中又は入札参加停止期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者に対し同一要件により入札参加停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各号に定める期間を超えないものとする。

９ 理事長は、別表第八号に該当する入札参加資格者について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第八号に定める期間（同号ただし書きが適用されるときは、当該期間）の１／２の期間に短縮することがある。この場合において、１月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものと

する。ただし、課徴金減免制度が適用された事実が入札参加停止期間の１／２を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条の２第１０項から第１２項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用され、入札参加資格者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。

(2) 独占禁止法第７条の２第６項に基づき課徴金算定率が軽減され、入札参加資格者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。

(3) 平成１８年１月４日施行された独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に対し審判を請求しないことを、大阪府に対して誓約したとき。ただし、同法に違反する行為が平成１８年１月３日以前に行われていたときに限る。

10　理事長は、入札参加停止業者の申出により犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴(別表第八号に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。）の事実が確認できたときは、当初の入札参加停止期間を１／２の期間に短縮することがある。この場合において、１月未満の端数があるときは、端数を切り捨てることとする。ただし、当初に１月の入札参加停止が措置された場合については起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が入札参加停止期間の１／２を経過後に明らかとなった場合については当該事実が確認できた日までとする。

（入札参加停止の解除）

第８条　理事長は、嫌疑がないとして不起訴となった場合など、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、審査会の議を経て、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の継承）

第９条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

（入札参加停止の通知）

第 10 条　理事長は、第３条若しくは第４条の規定により入札参加停止を行い、第７条第６項から第１０項までの規定により入札参加停止の期間を変更し、控除し、追加し、若しくは短縮し、又は第８条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、第５条の規定による場合は、この限りではない。

（随意契約の相手方の制限）

第 11 条　契約責任者は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他契約担当者が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

（下請け等の禁止）

第 12 条　契約責任者は、機構の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。ただし、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを理由に入札参加停止措置を受けている者が、建設業法第２条第１項に規定する建設工事に係る機構の契約に関して、下請負し、又は再委託を受けることは、この限りでない。

（警告又は注意の喚起）

第 13 条　理事長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことがある。

（情報の公表）

第 14 条　理事長は、入札参加停止に関する情報を原則として公表することとし、その取り扱いについては、別に定める。

（審査会の設置及び運営）

第 15 条 審査会の設置及び運営については、別に定める。

（苦情処理手続等）

第 16 条 機構が行った入札参加停止、警告及び注意の喚起に対する苦情の申出については、第 10 条の規定による通知で告知するものとし、その手続については、別に定める。

（大阪府の暴力団等排除措置への協力）

第 17 条　機構発注工事等の調達契約から暴力団等の介入を排除するため、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第５条に基づき大阪府に協力するとともに、その手続に必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年 11 月 25 日から施行する。

別表

措置要件	期間
（虚偽記載） 一　機構発注工事等の契約に関して、次の⑴～⑶の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ⑴　入札参加資格審査申請書及びその添付書類 ⑵　競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類 ⑶　建設業法第 24 条の7第1項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書類	当該認定をした日から6月
（入札等） 二　入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、機構発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の⑴～⑶のいずれかに該当するとき。 ⑴　入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合 ⑵　入札心得に違反し、機構発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合 ⑶　落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合（落札したにもかかわらず、建設業法第 27 条の 23 第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。）	当該認定をした日から 1年 1月～1年 6月
（契約不履行等） 三　入札参加資格者が、機構発注工事等の契約の履行に当たり、次の⑴～⑸のいずれかに該当するとき。 ⑴　契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合 ⑵　入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合 ⑶　契約の不履行により、保証人に履行請求がなされた場合 ⑷　建設工事等の履行成績が不良と判定された場合 ⑸　過失により機構発注工事等を粗雑にしたと認められる場合	当該認定をした日から 3月 1年 1年 2月 3月
（他の業者の妨害） 四　有資格業者又は使用人が、機構発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日から 1年～2年

（監督、検査及び点検等の妨害） 五 有資格業者又は使用人が、機構発注工事等について、機構の監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。）第 13 条に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日から 1年～2年
（安全管理措置） 六 入札参加資格者が機構発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の⑴～⑶のいずれかに該当することとなったとき。 ⑴ 公衆に次の被害又は損害を与えた場合 イ 負傷者の発生又は建物等の損傷 ロ 死亡者の発生 ⑵工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合 イ 負傷者の発生 ロ 死亡者の発生 ⑶機構発注工事等以外の契約の履行に当たり多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に著しく大きい損失を与えた場合	当該認定をした日から 2月～6月 4月～1年 1月～3月 2月～6月 2月～6月
（談合等） 七 有資格業者又は使用人が、機構発注工事等に関し、偽計入札（刑法（明治40年法律第 45 号）第 96 条の6第1項）又は談合（同条第2項）の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき等。	当該認定をした日から2年
（独占禁止法違反行為） 八 入札参加資格者又は有資格業者若しくは使用人が、機構発注工事等に関し、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは告発を受け、又は逮捕され、若しくは書類送検されたとき。ただし、独占禁止法に違反するすべての行為が平成18年1月3日以前に行われていた場合は、それぞれ1／2を乗じた期間とする。	当該認定をした日から2年
（贈賄行為） 九 有資格業者又は使用人が機構職員に対して行った贈賄（刑法第 198 条）の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	当該認定をした日から2年
（暴力行為等） 十 有資格業者又は使用人が、その業務に関し、機構職員に対する暴力行為により逮捕され、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から2年

（建設業法違反） 十一　入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、次の⑴～⑸のいずれかに該当したとき。 ⑴　建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合(⑵の場合を除く。) ⑵　建設業法に違反し、書類送検又は略式起訴された場合 ⑶　経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次の①又は②の処分を受けた場合 ①　建設業法第28条第1項に基づく指示処分 ②　建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 ⑷　建設業法に違反し、次の①又は②の処分を受けた場合(⑶の場合を除く。)又は適正化法第 13 条に違反し①の処分を受けた場合 ①　建設業法第 28 条第1項に基づく指示処分 ②　建設業法第 28 条第3項又は第5項に基づく営業停止処分 ⑸　建設業法第 29 条に基づき、次の①又は②の許可取消処分を受けた場合 ①　第1項第1号又は第3号に基づく取消処分 ②　第1項第2号、第5号又は第6号に基づく取消処分	当該認定をした日から 1年 6月 6月 1年 2月 6月 6月 1年
（法令等違反） 十二　前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又は有資格業者が、次の⑴～⑹のいずれかに該当し、機構発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ⑴　業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合（(⑹の場合を除く。） ⑵　業務に関し、各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴された場合 ⑶　⑴及び⑵に掲げる場合のほか、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められる場合 ⑷　機構発注工事等の契約の履行に当たり、国の「建設産業における生産システム合理化指針」に基づく指導に従わなかった場合 ⑸　機構が求める暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなかった場合 ⑹　大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成 21 年大阪府条例第 84 号）第23条に基づき、氏名等を公表された場合	当該認定をした日から 1月～3月 1月～1年 1月～3月 1月～3月 3月 2年以内で審議会の議により決定

（経営不振） 十三　入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、機構発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2　年以内で経営が改善されたと認められるまで
（その他） 十四　前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。	当該認定をした日から2　年以内で審査会の議により決定する期間